

土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

島根県土木部砂防課

法律制定の経緯と背景



法制定のきっかけ

平成11年広島災害

土砂災害により24名が犠牲

課題・問題点

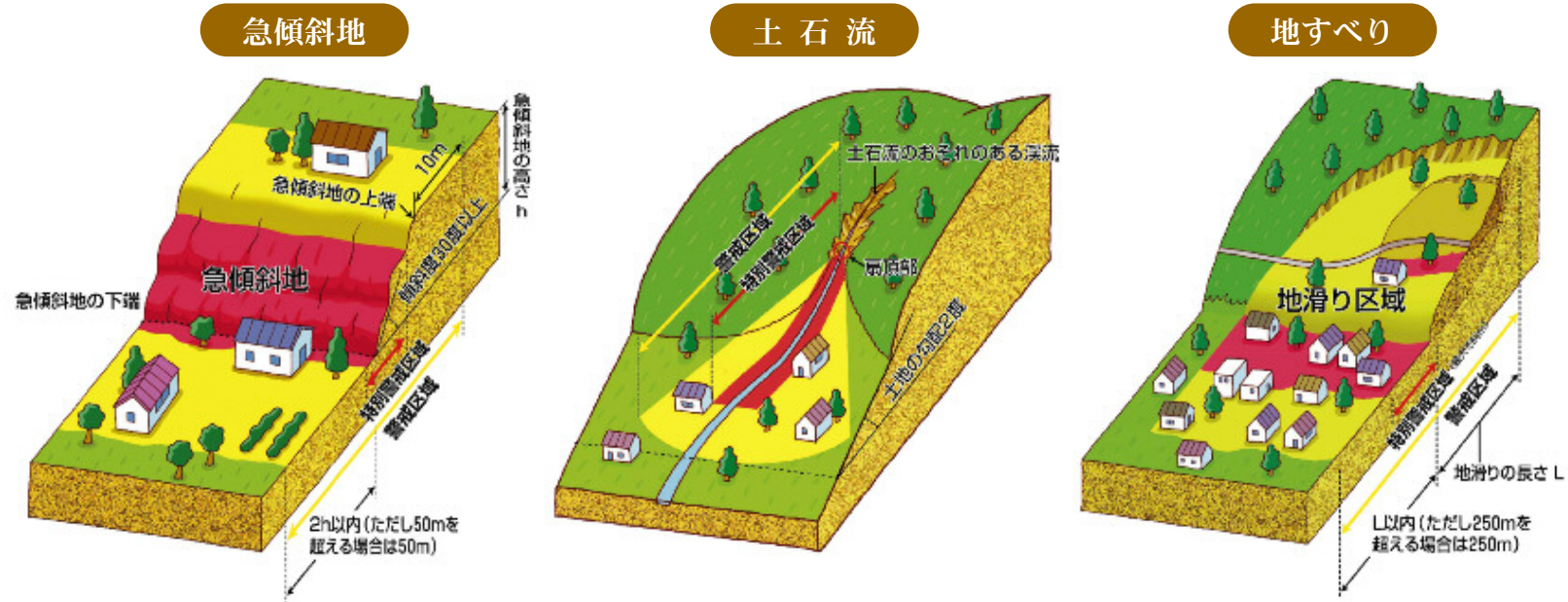
- 激甚化・多発化の傾向にある土砂災害
- 無秩序な宅地開発による危険個所増加
- 土砂災害の危険を知らずに住民が生活
- 防災情報の提供等の警戒避難の未整備



平成13年土砂災害防止法が施行

土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進する

土砂災害防止法に基づく区域の指定



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあるとも認められる区域。

■急傾斜地の崩壊

- ・傾斜度が30度以上で高さが5m以上の斜面
- ・斜面の下端から高さの2倍（最大50m）

■土石流

- ・土石流の発生するおそれのある溪流において、土石が堆積する区間で、勾配が2度以上の区域

■地すべり

- ・地すべりするおそれのある区域
- ・地すべりのおそれのある区域下端から、区域と同じ長さの範囲（最大250m）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。

- 国が定めた計算式に基づき、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物の耐力を上回る区域

※地すべりの土砂災害特別警戒区域の調査及び指定は当面おこないません。

土砂災害警戒区域に指定されると

1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害に関する警戒避難体制について、市町村が策定する地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定める。

2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

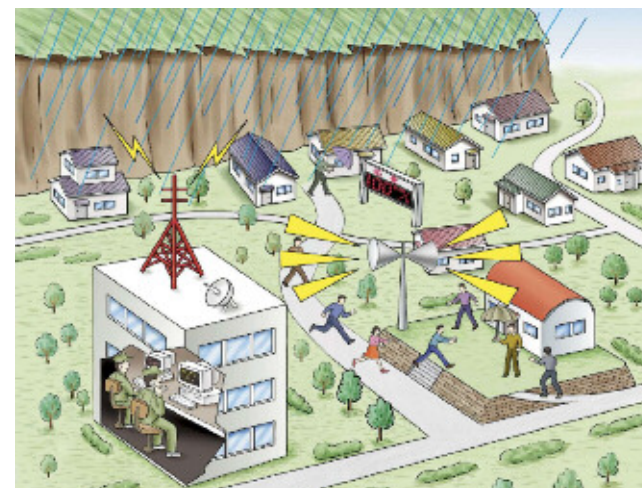
また、地域防災計画に位置付けられた施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務付けられます。

3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務付けられます。

4. 宅地建物取引における措置

警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務付けられます。



隠岐地区のイエローゾーン指定状況

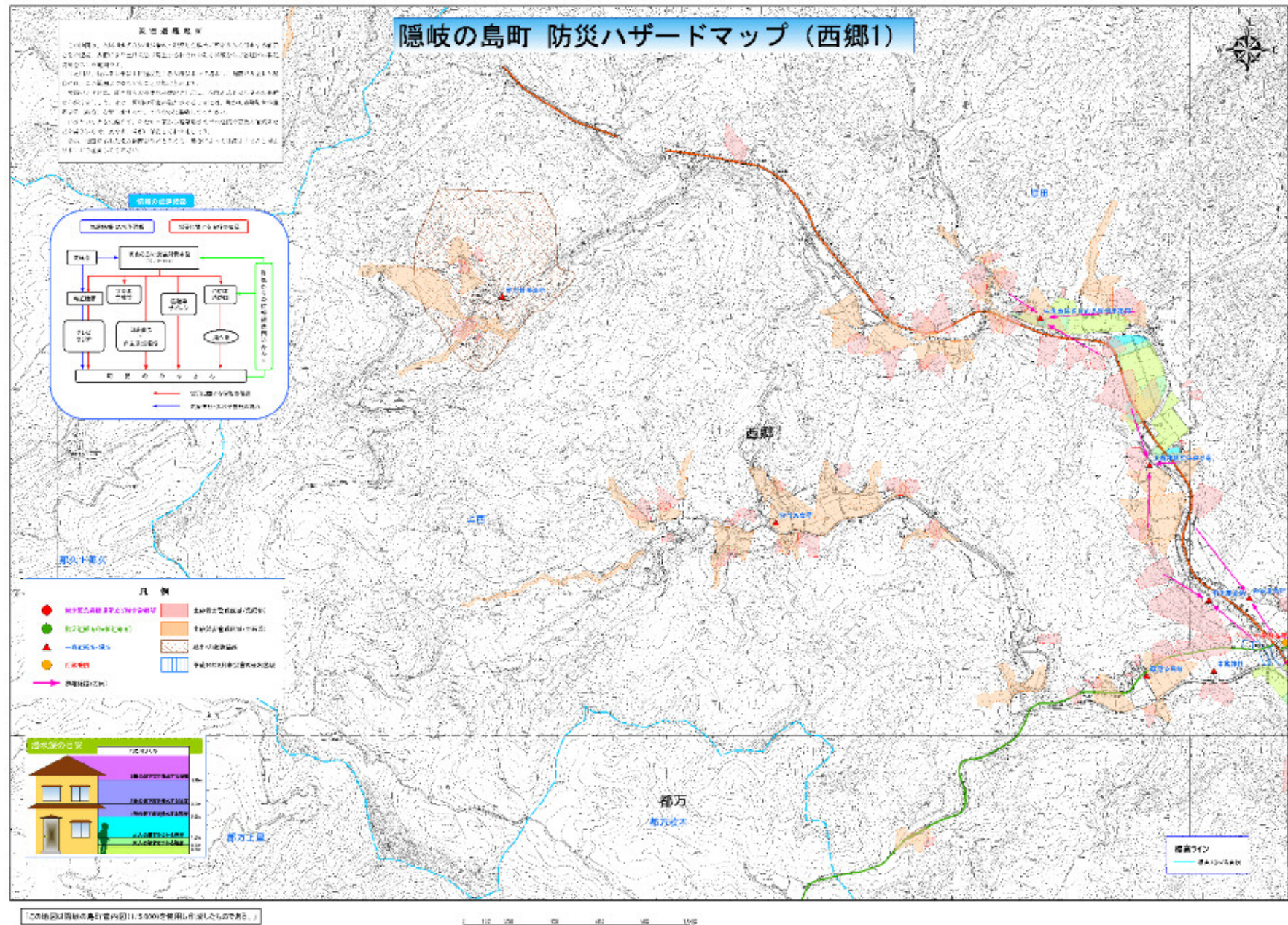
市町村名	公民館名	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）			
		土 石 流	急傾斜地	地すべり	計
隠岐の島町	西 郷	141	218	14	373
	都万中央	43	49	9	101
	布 施	16	14	1	31
	五箇中央	82	81	10	173
	合 計	282	362	34	678
海 士 町		71	101	6	178
西ノ島町		64	74	3	141
知 夫 村		28	33	1	62

土石流・急傾斜地
地すべり

平成19年度 基礎調査
平成24年度 基礎調査

平成20年度 指定告示
平成26年度 指定告示

隠岐の島町のハザードマップ



土砂災害特別警戒区域に指定されると

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅宅地分譲や社会福祉施設、医療施設といった要配慮者利用施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと島根県が判断した場合に限って許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

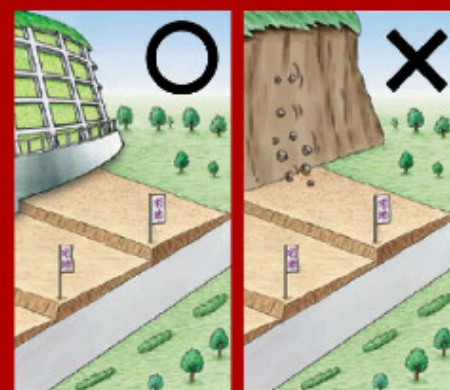
特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の損壊を防ぐため、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して建築物の構造が安全なものとなるよう、居室を有する建築物については、建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。

3. 建築物の移転勧告

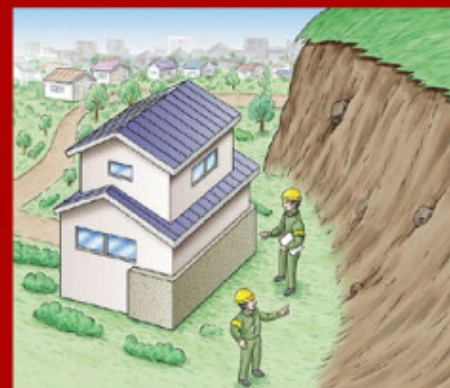
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、その住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者または占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について、島根県知事が勧告することができることになります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は当該宅地又は建築物の売買等にあたり、特別警戒区域である旨、特定開発行為の制限や建築物の構造規制について重要事項説明を行うことが義務付けられます。



特定の開発行為に対する許可制
住宅宅地分譲や災害時要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



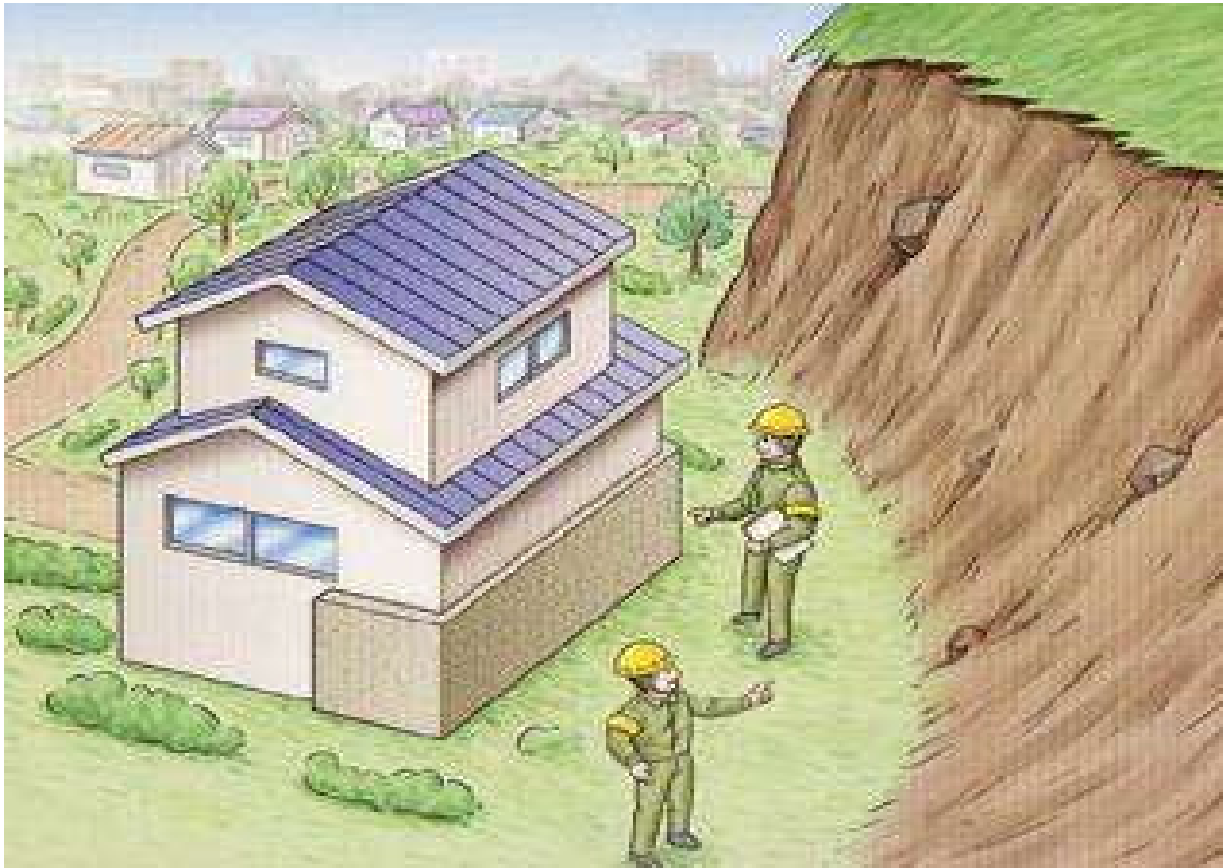
建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【建築士等を置く地方公共団体等】



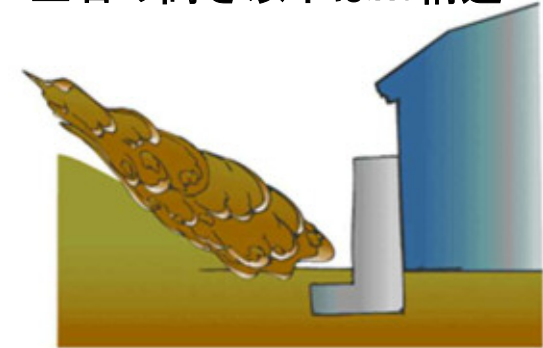
建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

建築物の構造規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の損壊を防ぐため、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して建築物の構造が安全なものとなるよう、居室を有する建築物については、建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。



土石の高さ以下はRC構造



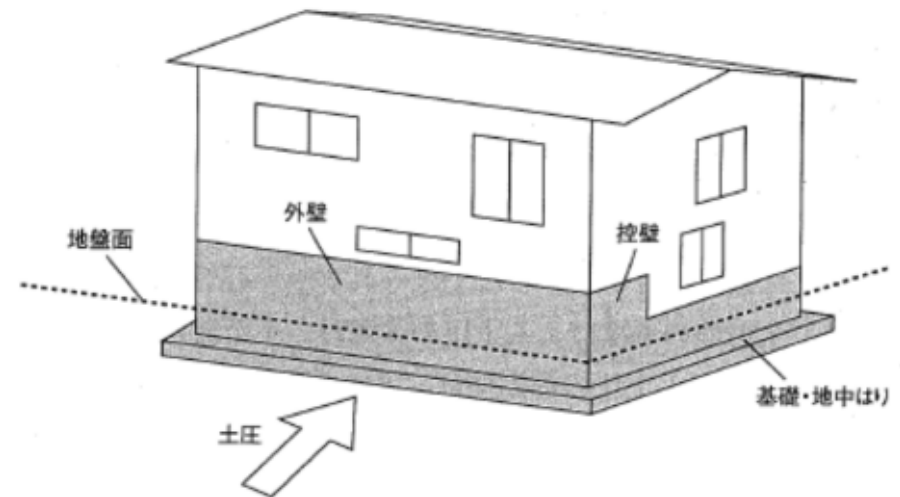
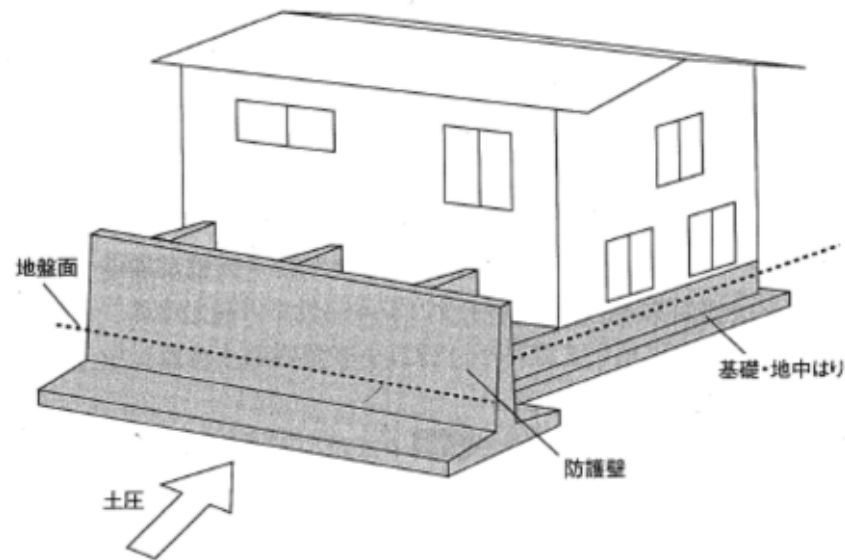
土石の力に耐える耐力壁



基礎と壁は一体構造



壁等の補強事例



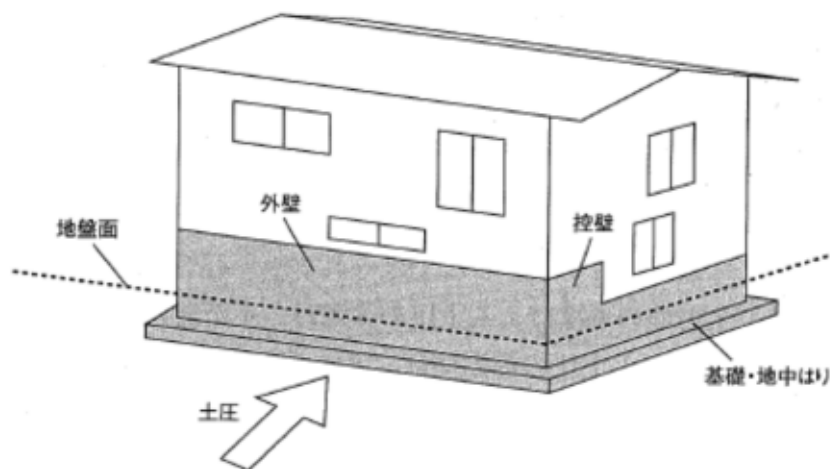
土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域に居住する住宅所有者に対して、住宅補強支援事業を実施することにより、安全な住宅の建設を促進し、土砂災害から県民の生命及び身体を保護し、土砂災害防止対策の推進を図ることを目的とする。

■事業の内容

土砂災害特別警戒区域内における居住の用に供する住宅所有者が行う住宅補強（建築基準法第20条に基づく建築基準法施行令第80条の3に規定された構造方法に基づく外壁等の施工）の実施にあたり、これに要する費用の一部を県と市町村が住宅所有者に補助する。（事業主体は市町村となります）

土砂災害特別警戒区域内で新築・増改築する場合は土砂災害に対して安全な構造にしなければならない



※県と市町村の合計額

補 助 上 限 額	
既存住宅の除去費	500千円
補強に要する設計費	100千円
補強に要する工事費	1,100千円
合 計	1,700千円

※土砂災害特別警戒区域に指定された時点で、すでに区域内に建築されている住宅を、取り壊し区域内に新築する場合、または増築・改築する場合に限る

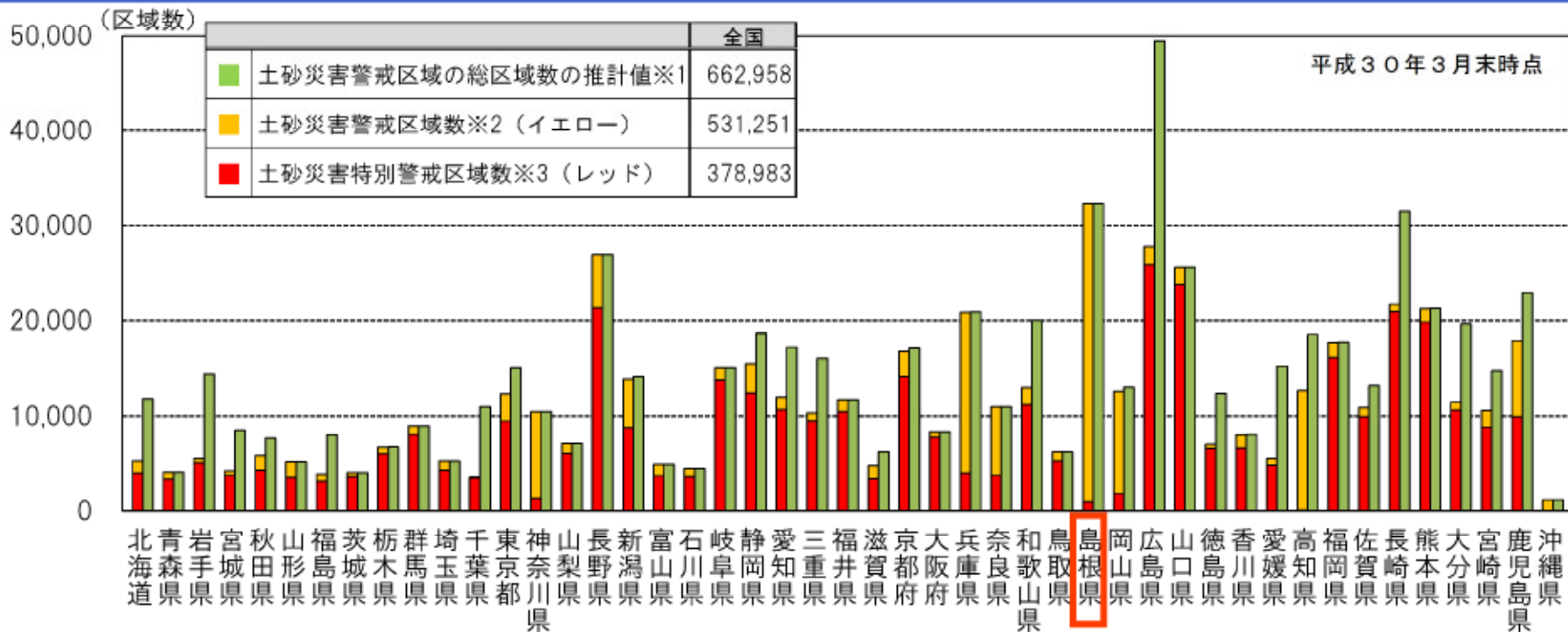
全国の調査・指定状況

現在、全国で調査・指定が進められています。

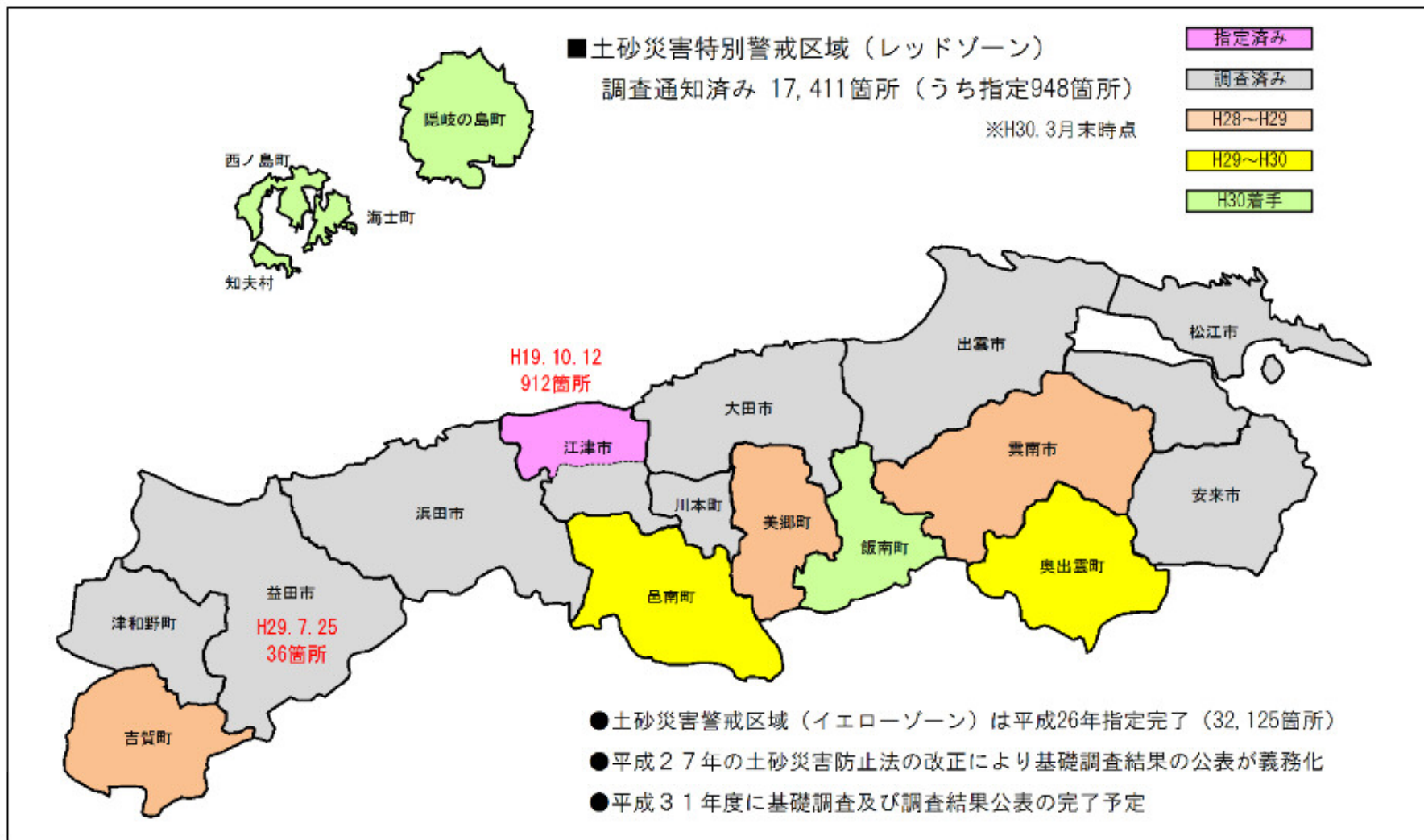
土砂災害警戒区域等の指定状況 （平成30年3月末時点）

(平成30年3月末時点)

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が完了した都道府県は、青森県・山梨県・福岡県・群馬県・栃木県・石川県・山形県・岐阜県・福井県・大阪府・山口県・長野県・茨城県・熊本県の14府県。
- 土砂災害警戒区域の指定が完了した都道府県は、島根県・鳥取県・奈良県・神奈川県等の4県。



島根県の調査・指定状況



島根県の指定方針

「2020年度に県下全域のレッド指定完了を目途とする」

市町村別の調査・指定状況

平成30年3月末時点

市町村名	警戒区域数 (イエローゾーン) 指定済み	特別警戒区域数 (レッドゾーン)		備 考
		通知済み	うち指定済み	
松江市	3,352	2,388		
安来市	2,060	1,071		
雲南市	3,713	2,489		
飯南町	934	—		RED調査着手（H30～）
奥出雲町	1,857	—		RED調査中（H29～H30）
出雲市	3,064	2,071		
大田市	2,956	1,808		
川本町	563	357		
美郷町	1,131	632		
邑南町	1,821	—		RED調査中（H29～H30）
浜田市	3,974	2,835		
江津市	1,444	1,209	912	H19 旧江津市RED指定済
益田市	2,731	1,758	36	H29.7.25一部RED指定済（避難所）
津和野町	1,035	671		
吉賀町	594	(122)		RED調査中（H29～H30）
隠岐の島町	678	—		RED調査着手（H30～）
海士町	178	—		RED調査着手（H30～）
西ノ島町	141	—		RED調査着手（H30～）
知夫村	62	—		RED調査着手（H30～）
合計	32,288	17,411	948	

島根県の土砂災害危険箇所

全国の土砂災害危険箇所数※1

順位	県 名	土石流 危険渓流	急傾斜地 崩壊危険箇所	地すべり 危険箇所	合 計
1	広島県	9,964	21,943	80	31,987
2	島根県	8,120	13,912	264	22,296
3	山口県	7,532	14,431	285	22,248
4	兵庫県	6,912	13,550	286	20,748
5	大分県	5,125	14,293	222	19,640
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
計	全 国	183,863	330,156	11,288	525,307

※1) 保全対象家屋が1戸以上ある危険箇所（平成14年度公表値）

**県土の約8割が急峻な山地
全県が特殊土壌地帯に指定**



土砂災害が発生しやすい

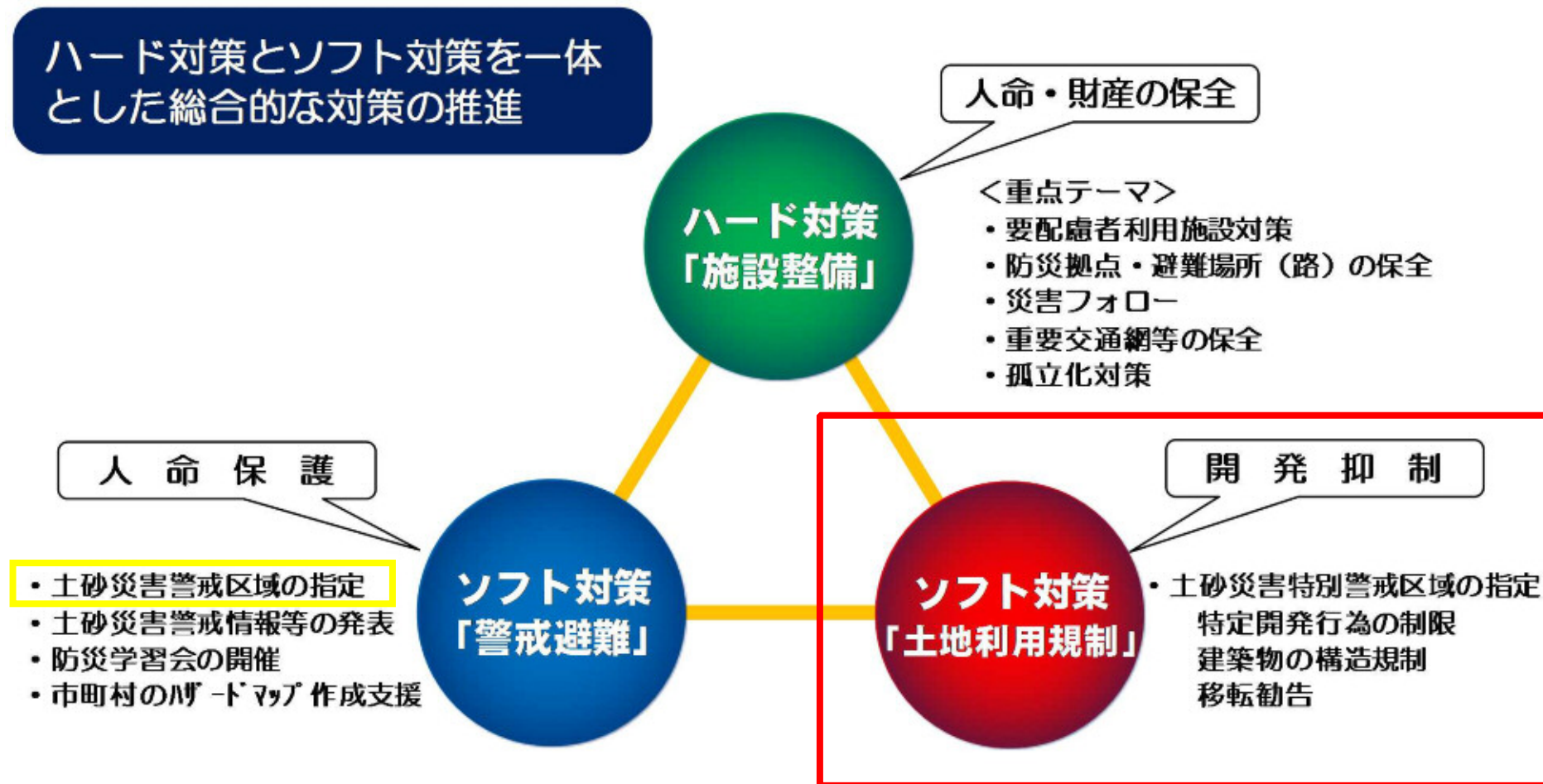
島根県の過去の豪雨災害

発 生 年 月	被災地	死 者	行方不明	負傷者
昭和 3 9 年 7 月 梅雨前線豪雨	県東部	108	2	398
昭和 4 7 年 7 月 梅雨前線豪雨	県全域	26	2	79
昭和 5 8 年 7 月 梅雨前線豪雨	県西部	103	4	159
昭和 6 0 年 7 月 梅雨前線豪雨	県西部	—	—	9
昭和 6 3 年 7 月 梅雨前線豪雨	県西部	2	4	29
平成 1 8 年 7 月 梅雨前線豪雨	県全域	5	—	12
平成 1 9 年 8 月 豪 雨	隠 岐	—	—	1
平成 2 2 年 7 月 豪 雨	県東部	2	—	1
平成 2 5 年 7 月・8 月 豪 雨	県西部	1	1	1
平成 2 9 年 7 月 大雨特別警報	県西部	—	—	1

犠牲者の約 8 割が土砂災害による

島根県の土砂災害対策

砂防関係事業の基本方針



島根県の指定方針

「2020年度に県下全域のレッド指定完了を目途とする」